

第172回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社 カナデン

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、役員及び従業員が法令を遵守し社会規範に則った事業活動を行うために企業倫理ガイドラインを定め、あらゆる機会を通じ教育を行う。
- ② 当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいた行動をするよう、コンプライアンス推進のための取り組みを協議・実行する。
- ③ 当社は、反社会的勢力及び団体に対し、企業倫理ガイドラインをもって関係拒絶の姿勢を明確にし、これを実行する。
- ④ 当社は、役職者が法令及び定款に適合した職務執行をすることを確保するために職務権限規程を定め、各職位に対する責任と権限を明確にする。
- ⑤ 当社は、本社総務部門、人事部門及び監査部門並びに顧問弁護士を窓口とした企業倫理ホットラインを設け、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速かつ適切な是正措置を講ずる。
- ⑥ 当社は、稟議規程を定め、職務権限規程に則った責任と権限の明確化を促し、確認を保証し、記録を行い、その保存及び管理を通じて業務の適正を確保する。
- ⑦ 当社は、代表取締役の指示のもと、当社グループ全体の内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、財務報告に係る内部統制の適切かつ適正な運用を行う。
また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会規則及び経営会議規程の定めに基づき取締役会議事録及び経営会議議事録を本社総務部門において10年間保管する。
- ② 本社総務部門は、取締役又は監査役が取締役会議事録又は経営会議議事録の閲覧を要請した場合は、速やかにこれを閲覧に供せねばならない。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループに及ぶ総合的なリスクの監視及び対応は本社総務部門が担い、財物リスク、法務リスク、環境リスク、労務リスク、情報セキュリティ、取引信用リスク等、各部門所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行う。
- ② 当社及び当社グループが危機的な状況に置かれた際の基本対応を危機管理規則及び災害対策規則として定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの経営理念及び経営方針を定め、これらを具現化するために中期経営計画を策定する。
- ② 当社は、経営の意思決定の迅速化と事業活動の機動性を確保するために執行役員制度を制定する。
- ③ 取締役会は、執行役員の選任を行うとともに執行役員規程及び執行役員会規程を定め、執行役員の業務執行を監督する。

(5) 当社及び当社関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社が業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、同規程に基づき事業推進部門が関係会社を所管する。

また、当社は、当社役員又は従業員に関係会社の取締役又は監査役を兼務させ、当該兼務者をして関係会社の取締役の職務執行状況を報告させる。

- ① 事業推進部門は、職務権限規程に則り関係会社に対し企業統治等、業務の適正を確保するための総合的な助言・指導を行う。
- ② 監査部門は、関係会社に対し定期的な業務監査を行う。
- ③ 本社総務部門は、関係会社に対し法令遵守等の助言・指導を行う。
- ④ 輸出管理部門は、関係会社に対し安全保障輸出管理の助言・指導を行う。
- ⑤ 人事部門は、関係会社に対し労務管理の助言・指導を行う。
- ⑥ 経理部門及び財務部門は、関係会社に対し財務・会計に関する助言・指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役会と協議のうえ監査役の職務を補助すべき使用人を設置しない。ただし、監査役から特段の求めがあった場合は、臨時にこれを設置する。
- ② 臨時に監査役の補助をする者は、管理部門に属する非管理職者とし、監査役の補助に従事するときは監査役以外からの指揮命令を受けない。
- ③ 臨時に監査役の補助をする者の補助に従事した期間に係る人事考課及び人事異動は監査役会に意見を求める。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査役会に対し法定事項に加え当社及び当社グループに重要な影響を及ぼす事項、会計監査人及び内部監査人による監査の状況、その他コンプライアンス上重要な事項等を報告するものとし、報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けることはない。
- ② 当社は、企業倫理ホットラインの運用により、法令・定款等に違反する重大な事実その他コンプライアンス上重要な事項等について知り得た場合、監査役へ適切な報告をする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で、定期的に意見交換会を開催する。
- ② 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、その費用等が監査役の職務の執行に必要ではないと認められたときを除き、これに応じる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を取締役会において決議し、全社において適切に運用しております。

(1) 重要な会議の開催概況

取締役会は、迅速かつ適確な経営判断がなされるよう社外取締役3名を含む9名で構成しており、2ヵ月ごとの定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

業務執行取締役で構成する経営会議を取締役会の補助機関として設置し、原則毎週一回、経営に関する重要事項について審議・意思決定を行っております。

さらに、取締役及び執行役員で構成する執行役員会を毎月一回定期的に開催し、業務執行内容の報告を求めるとともに、経営の意思決定が適確に業務執行部門に伝わる仕組みとしております。

(2) 指名・報酬諮問委員会について

当社では、取締役及び執行役員の指名・報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、2018年度から指名・報酬諮問委員会を設置しています。

指名・報酬諮問委員会は、社外取締役3名を含む取締役4名で構成しており、取締役及び執行役員の選任・解任（解職）、報酬及び後継者計画の策定・運用に係る事項等について取締役会又は代表取締役からの諮問を受け、同委員会において審議・答申を行っております。

(3) グループ会社の経営管理体制について

関係会社が業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、同規程に基づき事業推進部門が関係会社を所管しております。

関係会社の取締役又は監査役を当社役員又は従業員に兼務させ、当該兼務者をして関係会社の取締役の職務執行状況を報告させております。

(4) コンプライアンスに関する取り組み

企業倫理の確固たる確立を図るため、代表取締役を委員長とし、取締役・執行役員を委員としたコンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいた行動をするよう、コンプライアンス推進のための取り組みを協議・実行しております。

また、不祥事の未然防止と自浄作用の強化を目的とし、「企業倫理ホットライン」を設置し運用しています。

通報者の範囲はグループ会社の社員、契約社員、パート・アルバイト社員はもとより、派遣社員までを対象としており、さらに通報者保護の観点から受付窓口を社外の弁護士事務所にも置き、通報者が特定され不安を感じたりすることがないように、細心の注意を払っています。

(5) 監査役会の概況について

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成され、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会・執行役員会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなどの監査を実施しております。さらに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて関係会社から営業の報告を求めるなどの監査も実施しております。また、監査役会と会計監査人とは、定期的な意見交換を行っております。

(6) 内部監査部門の概況について

当社では、内部監査部門として監査部を設置し、監査部長を含む4名体制で業務執行から独立した立場で各事業部門の事業運営活動が法令、定款、社内規程及び会社の経営方針・事業計画に沿って行われているかを検証し、各事業部門に具体的な助言・勧告を行うことにより、会社の健全性の保持に努めております。

内部監査は年間計画に基づき実施され、その結果は代表取締役、監査役に報告され、実施状況・結果を経営者が把握するとともに、対象部門の執行役員がフォローアップを実施しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	5,576	5,347	33,892	△2,236	42,580
会計方針の変更による累積的影響額			7		7
会計方針の変更を反映した当期期首残	5,576	5,347	33,900	△2,236	42,587
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△884		△884
親会社株主に帰属する当期純利益			1,922		1,922
自己株式の取得				△156	△156
自己株式の処分		△46		46	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		41	△11		30
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△4	1,026	△110	911
2022年3月31日残高	5,576	5,343	34,927	△2,346	43,499

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額	為替換 算調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2021年4月1日残高	1,123	378	△87	522	1,937	44,517
会計方針の変更による累積的影響額						7
会計方針の変更を反映した当期期首残	1,123	378	△87	522	1,937	44,525
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△884
親会社株主に帰属する当期純利益						1,922
自己株式の取得						△156
自己株式の処分						-
利益剰余金から資本剰余金への振替						30
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△98	-	205	27	134	134
連結会計年度中の変動額合計	△98	-	205	27	134	1,046
2022年3月31日残高	1,025	378	117	549	2,071	45,571

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

テクノクリエイト(株)、(株)カナデンテレシス、(株)カナデンエンジニアリング、(株)カナデンブレイン、科拿電(香港)有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE.LTD.、科拿電国際貿易(上海)有限公司、KANADEN (THAILAND) CO.,LTD.、KANADEN TRADING (THAILAND) CO.,LTD.、FACOM-KD (THAILAND) CO.,LTD.

(2) 非連結子会社の名称

KANADEN VIETNAM CO.,LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社(KANADEN VIETNAM CO.,LTD.)及び関連会社(菱神電子エンジニアリング(株))は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

科拿電(香港)有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE.LTD.、科拿電国際貿易(上海)有限公司、KANADEN (THAILAND) CO.,LTD.、KANADEN TRADING (THAILAND) CO.,LTD.及びFACOM-KD (THAILAND) CO.,LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法による定額法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③棚卸資産……………主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。(リース資産は除く)
建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15~50年

機械装置及び運搬具 10~15年

工具、器具及び備品 5~15年

②無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース……… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
取引に係るリース資産
所有権移転外ファイナンス・リース………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
取引に係るリース資産

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金……… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、F Aシステム事業、ビル設備事業、インフラ事業、情通・デバイス事業の4つの事業を営んでおり、物品販売、保守サービス等に関する契約を顧客と締結しております。これらの契約から約束された財又はサービスを特定し、それらの履行義務に対応して収益を認識しております。

また、財又はサービスを顧客に移転するという約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能であり、かつ、顧客がその財又はサービスからの便益を単独で得ることができる場合、区分した履行義務として会計処理しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容と収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

①物品販売

産業用機械・半導体等の汎用的な物品の販売は、顧客に物品を出荷した時点で収益を認識することを基本としております。ただし、顧客仕様の特殊な物品、動作確認が必要な精密機械や現地据付調整・工事請負契約を伴う物品等の販売は、顧客による動作確認等の検収が完了した時点で収益を認識しております。

②保守サービス

保守・点検のサービスは、サービス契約の主たる内容に基づいて、契約期間に応じてサービスを提供し続けるものは契約期間に按分して収益を認識しております。また、一時点の作業としてサービスを提供するものは、顧客による作業完了の検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割を判断した結果、当社グループが本人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社グループが仕入先の代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しております。

また、当社グループは受注金額を基礎として、値引、割引、リベート等の変動対価を控除した金額で取引価格を算定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2～3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……… 為替予約取引

ヘッジ対象……… 外貨建金銭債権債務

③ヘッジ方針

当社では、為替予約は通常の営業取引に係る為替変動リスク回避の目的で実需の範囲内で利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な影響として、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人・代理人）を判断した結果、他の当事者が主たる責任を負っている等の取引契約については、代理人として純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,724百万円減少し、売上原価は7,708百万円減少し、営業利益は13百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は7百万円増加しております。1株当たり情報に与える影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

〔収益認識に関する注記〕

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

報告セグメント別、分野別に分解した収益の情報は以下のとおりです。
当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	F Aシステム事業	ビル設備事業	インフラ事業	情通・デバイス事業	合計
売上高					
F A分野	26,858	－	－	－	26,858
産業メカトロニクス分野	3,488	－	－	－	3,488
産業システム分野	6,497	－	－	－	6,497
設備機器分野	－	8,157	－	－	8,157
空調・冷熱機器分野	－	5,363	－	－	5,363
交通分野	－	－	19,286	－	19,286
社会システム分野	－	－	4,030	－	4,030
情報通信分野	－	－	－	8,632	8,632
半導体・デバイス分野	－	－	－	18,519	18,519
顧客との契約から生じる収益	36,843	13,521	23,317	27,151	100,834
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	36,843	13,521	23,317	27,151	100,834

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産の期首残高及び期末残高に重要性はありません。また、契約負債に該当するものは、主に契約に基づいて義務の履行に先立ち顧客より受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。期首時点の前受金の金額は1,952百万円であり、原則として、当連結会計年度において取り崩しを行っております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約はありません。なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,888百万円
2. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法、及び第3号に定める土地課税台帳に基づき、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日……………2002年3月31日

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	28,600	－	－	28,600
合計	28,600	－	－	28,600
自己株式				
普通株式(注)	1,773	229	38	1,964
合計	1,773	229	38	1,964

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加229千株は、自己株式の立会外買付による増加156千株及び単元未満株式の買取による増加0千株と、譲渡制限付株式報酬制度に伴う無償取得72千株であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の処分であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	456	17.0	2021年3月31日	2021年6月10日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	428	16.0	2021年9月30日	2021年11月29日
計		884			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	266	利益剰余金	10.0	2022年3月31日	2022年6月7日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う上での十分な流動性を確保していることから資金の調達ニーズはなく、余資運用については短期運用を中心として、長期運用も含めて元本保証型金融商品のみで運用しています。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、得意先信用管理規則に従い、各事業部門が得意先の業態・資力に応じた信用限度設定を行うとともに、必要に応じて担保等の提供を受けるほか、定期的に得意先の状況と債権推移をモニタリングし、財務状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額232百万円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券	10,662	10,661	△0
資 産 計	10,662	10,661	△0

(注) 「受取手形」、「売掛金」、「契約資産」、「電子記録債権」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 株 式	3,362	—	—	3,362
資 産 計	3,362	—	—	3,362

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
社債	－	999	－	999
信託受益権	－	6,300	－	6,300
資産計	－	7,299	－	7,299

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が所有している社債及び信託受益権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,710円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 71円80銭 |

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
2021年4月1日残高	5,576	5,359	4	5,363	588	16,740	12,385	29,713	△2,236	38,417
会計方針の変更による累積的影響額							1	1		1
会計方針の変更を反映した当期期首残	5,576	5,359	4	5,363	588	16,740	12,386	29,715	△2,236	38,419
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△884	△884		△884
当期純利益							1,830	1,830		1,830
自己株式の取得									△156	△156
自己株式の処分			△15	△15					46	30
利益剰余金から資本剰余金への振替			11	11			△11	△11		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										-
事業年度中の変動額合計	-	-	△4	△4	-	-	934	934	△110	819
2022年3月31日残高	5,576	5,359	-	5,359	588	16,740	13,321	30,650	△2,346	39,238

	評価・換算差額等			純資産合計	
	その他評価差額	有価証券	土地再評価差額金		
	評価差額	金額	金額	金額	
2021年4月1日残高		1,123	378	1,502	39,919
会計方針の変更による累積的影響額					1
会計方針の変更を反映した当期期首残		1,123	378	1,502	39,921
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△884
当期純利益					1,830
自己株式の取得					△156
自己株式の処分					30
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△98		-	△98	△98
事業年度中の変動額合計	△98		-	△98	721
2022年3月31日残高		1,025	378	1,404	40,643

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法による定額法
- (2) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - ②市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) を採用しております。
(リース資産を除く)
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
機械及び装置	10～15年
工具、器具及び備品	5～15年
- (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- (3) リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース
 - 取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース
 - 取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、F Aシステム事業、ビル設備事業、インフラ事業、情通・デバイス事業の4つの事業を営んでおり、物品販売、保守サービス等に関する契約を顧客と締結しております。これらの契約から約束された財又はサービスを特定し、それらの履行義務に対応して収益を認識しております。

また、財又はサービスを顧客に移転するという約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能であり、かつ、顧客がその財又はサービスからの便益を単独で得ることができる場合、区分した履行義務として会計処理しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容と収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

①物品販売

産業用機械・半導体等の汎用的な物品の販売は、顧客に物品を出荷した時点で収益を認識することを基本としております。ただし、顧客仕様の特殊な物品、動作確認が必要な精密機械や現地据付調整・工事請負契約を伴う物品等の販売は、顧客による動作確認等の検収が完了した時点で収益を認識しております。

②保守サービス

保守・点検のサービスは、サービス契約の主たる内容に基づいて、契約期間に応じてサービスを提供し続けるものは契約期間に按分して収益を認識しております。また、一時点の作業としてサービスを提供するものは、顧客による作業完了の検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割を判断した結果、当社グループが本人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社グループが仕入先の代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しております。

また、当社グループは受注金額を基礎として、値引、割引、リベート等の変動対価を控除した金額で取引価格を算定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2～3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. 外貨建の資産及び負債の

本邦通貨への換算基準……………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約取引
ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務
- (3) ヘッジ方針……………当社では、為替予約は通常の営業取引に係る為替変動リスク回避の目的で実需の範囲内で利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

- 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な影響として、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人・代理人）を判断した結果、他の当事者が主たる責任を負っている等の取引契約については、代理人として純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

また、前事業年度の損益計算書において、「売上高」に表示していた「商品売上高」及び「手数料収入」は、当事業年度より「売上高」に一括して表示しております。

この結果、当事業年度の売上高は6,797百万円減少し、売上原価は6,784百万円減少し、営業利益は12百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1百万円増加しております。1株当たり情報に与える影響は軽微です。

〔時価の算定に関する会計基準等の適用〕

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,543百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,813百万円
長期金銭債権	148百万円
短期金銭債務	12,725百万円
3. 土地再評価法の適用	

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法、及び第3号に定める土地課税台帳に基づき、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日……………2002年3月31日

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
売上高	6,933百万円
仕入高	47,616百万円
営業取引以外の取引高	139百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首株式数(千株)	当 事 業 年 度 増加株式数(千株)	当 事 業 年 度 減少株式数(千株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (千 株)
普通株式	1,773	229	38	1,964
合 計	1,773	229	38	1,964

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加229千株は、自己株式の立会外買付による増加156千株及び単元未満株式の買取による増加0千株と、譲渡制限付株式報酬制度に伴う無償取得72千株であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の処分であります。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	228百万円
未払事業税	34百万円
退職給付引当金	418百万円
貸倒引当金	2百万円
ゴルフ会員権評価損	26百万円
減損損失	29百万円
その他	367百万円
繰延税金資産小計	1,107百万円
評価性引当額	△177百万円
繰延税金資産合計	930百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△1百万円
その他有価証券評価差額金	△446百万円
繰延税金負債合計	△448百万円
繰延税金資産の純額	481百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.09%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.95%
住民税均等割額	0.91%
その他	1.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.76%

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 退職給付債務	△5,837百万円
(2) 年金資産	5,264百万円
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△573百万円
(4) 未認識数理計算上の差異	△789百万円
(5) 未認識過去勤務費用	△3百万円
(6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	△1,365百万円
(7) 退職給付引当金	△1,365百万円

3. 退職給付費用に関する事項 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(1) 勤務費用	257百万円
(2) 利息費用	40百万円
(3) 期待運用収益	△75百万円
(4) 数理計算上の差異	△50百万円
(5) 過去勤務費用	△3百万円
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	168百万円

(注) 上記退職給付費用以外に、割増退職金4百万円を支払っており、販売費及び一般管理費として計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
(2) 割引率	0.7%
(3) 期待運用収益率	1.5%
(4) 過去勤務費用の処理年数	13年
発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	13年
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理しております。	

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	三菱電機(株)	東京都千代田区	175,820	電気機器製造販売	直接 27.1	当社は三菱電機(株)の代理店・特約店役員の兼任等	商品の売上	2,474	売掛金 電子記録債権 前受金	420 189 17
							商品の仕入	46,651	買掛金 前渡金 未収入金	12,470 447 795
							上記取引に係る仕入割引	19	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

売上高、仕入高及び仕入割引についての価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上取引価格を決定しております。

2 議決権等の被所有割合

関係会社である三菱電機㈱が27.1%直接所有しております。

3 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますので、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	三菱電機住環境システムズ(株)	東京都台東区	2,627	住宅設備機器及び家庭電気機器の販売	-	同社製品等の販売・仕入	商品の売上	32	売掛金	1
							商品の仕入	4,005	電子記録債務 買掛金 未収入金	984 390 128
その他の関係会社の子会社	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	東京都台東区	350	重電関係プラント及び機器のメンテナンスサービス並びにエンジニアリング	-	同社製品等の販売・仕入	商品の売上	41	売掛金 電子記録債権	9 0
							商品の仕入	2,383	電子記録債務 買掛金 未収入金	431 792 8

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

売上高、仕入高についての価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上取引価格を決定しております。

2 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますので、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 1,525円90銭
 2. 1株当たり当期純利益 68円36銭